

住宅

町営住宅入居者募集(新規)



町営住宅入居者募集(継続)



家賃算定に係る所得基準

一般世帯の所得基準の上限は政令月収で15万8千円、裁量世帯は25万9千円。家賃は所得に応じて決定します。※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除等を差し引いた額を12で除したものです。

沢木町有住宅入居者募集



1戸
3LDK
平成14年建設
家賃 34,400円

入居資格

- ・町内に住所を有する人または有することとなる人。
- ・町税などに滞納がないこと。
- ・単身入居不可

申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
・平成29年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は、当該市町村で発行される、市町村民税課税証明書・所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書もあわせて提出してください。
※町有住宅の情報は町ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

間税財管理課管財係



冬道における交通事故の防止

ストロップ・ザ・交通事故
くめさせ安全で安心な北海道

	団地名	間取り	戸数	家賃	単身
新規	沢木	2LDK	1	18,900~ 43,500	可
	緑町	3LDK	1	20,900~ 48,000	不可
継続	旭日	3LDK	2	21,000~ 54,800	不可
	新日の出	2LDK	3	22,800~ 52,400	不可
		3LDK	1	27,100~ 62,300	不可
	潮見	3LDK	2	16,500~ 40,000	不可
	魚田	3DK	2	9,100~ 17,700	可
	幌内	3LDK	3	7,800~ 20,700	可

※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障害者(障害の程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
・平成29年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は、当該市町村で発行される、市町村税課税証明書・所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書もあわせて提出してください。

選考方法

・申込みの際にはマイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。
※町営住宅の情報は町ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

申込期限

新規募集 2月19日(月)
継続募集 随時受付(問い合わせ時に募集を終了している場合があります)

間税財管理課管財係

・余裕を持った運転を
目的的地までの天気や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

・スピードダウンと慎重な運転を

スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

・「急」のつく運転操作は危険

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険です。スピードダウンや早めブレーキなど、慎重な運転を心がけましょう。

・交差点に注意

雪山で見通しが悪い交差点などでは、危険を予測して徐行と安全確認を徹底しましょう。
・悪天候に注意
吹雪や大雪など悪天候時の運転は、危険を伴いますので不要な外出は控えましょう。
やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認し防寒具やスコップ等を準備しましょう。

間興部警察署

☎0158・82・2110

サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化

ネットの影に潜むサイバー犯罪 あなたを守るサイバーセキュリティ

サンライズビレッジ入居者募集



3戸
1LDK
平成5、6年建設
家賃 30,000円

入居資格

・町内に住所を有する人または有することとなる人
・満35歳未満の独身勤労者
・町税など滞納がない人

申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
・平成29年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は、当該市町村で発行される、市町村税課税証明書・所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書もあわせて提出してください。

選考方法

・申込みの際にはマイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。
※サンライズビレッジの情報はホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
※住宅使用料のお支払いには安心便利な口座振替が利用できます。

申込期限

2月19日(月)

間税財管理課管財係

違法・迷惑駐車は、次のような危険や障害の原因となります。

・道路を狭くして通行の妨害になります。

違法駐車があるために交通渋滞を引き起こし、スムーズな車両走行ができなくなることがあります。

・交差点付近での事故の原因となります。

交差点付近の違法駐車は、通行する車両や歩行者の見通しを妨げ、交差点事故の原因となります。

・緊急車両の活動を妨げます。

狭い道路に違法駐車があるときは、他の車両が通行不能となります。特に、消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。

・歩行者事故などの原因になります。

住宅街での違法駐車は、駐車車両の直前や直後から幼児、児童の飛び出しによる事故や夜間には走行車両が駐車車両に気付かず衝突するなど、交通事故の原因にもなります。

・除排雪作業などの障害となります。

違法駐車が除雪車の進行や除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ、生活にも重大な影響を与えます。

間興部警察署

☎0158・82・2110

違法・迷惑駐車防止

「やめましょう みんなが困る迷惑駐車」

間興部警察署

☎0158・82・2110